

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p>	<p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p>
<p>(在宅勤務の開始、<u>変更又は終了</u>の申出)</p> <p>8-4 前記8-1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の<u>開始、変更又は終了</u>に係る取扱いは、次による。</p>	<p>(在宅勤務の<u>開始又は終了</u>の申出)</p> <p>8-4 前記8-1（営業所の定義）なお書きの在宅勤務の<u>開始又は終了</u>に係る取扱いは、次による。</p>
<p>(1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、<u>在宅勤務の場所の住所</u>及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税關の通関業監督官部門に「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・<u>変更</u>・終了の申出書」(B-1113)により申し出させることとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(1)の規定により申し出された在宅勤務の場所の住所の変更の申出は、「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・<u>変更</u>・終了の申出書」(B-1113)を提出することにより行わせることとする。</p>	<p>(1) 通関業者の通関業務に従事する通関士及びその他の通関業務の従業者が在宅勤務を開始し、又は終了するときは、営業所の実態等を把握する必要があることから、当該従業者の氏名、住所、<u>通関士又はその他の通関業務従業者の別</u>及び当該通関士又は当該従業者が所属する営業所名等を、当該営業所の所在地又は主たる営業所の所在地を管轄する税關の通関業監督官部門に「在宅勤務・サテライトオフィス勤務の開始・終了の申出書」(B-1113)により申し出させることとする。</p> <p>(2) (同左) (新規)</p>
<p>(サテライトオフィスにおける通関業務の開始、<u>変更又は終了</u>の申出)</p> <p>8-6 前記8-5（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）の<u>開始、変更又は終了</u>に係る取扱いは、前記8-4に準ずるものとする。</p>	<p>(サテライトオフィスにおける通関業務の<u>開始又は終了</u>の申出)</p> <p>8-6 前記8-5（業務継続のためのサテライトオフィスにおける通関業務の実施について）の<u>開始又は終了</u>に係る取扱いは、前記8-4に準ずるものとする。</p>
<p>第3章 通関士</p> <p>第1節 通関士試験</p> <p>(試験科目の一部免除申請)</p>	<p>第3章 通関士</p> <p>第1節 通関士試験</p> <p>(試験科目の一部免除申請)</p>
<p>24-2 通関士試験を受けようとする者が、法第24条の規定により試験科目の一部免除を受けようとするときは、「通関士試験科目の一部免除申請書」</p>	<p>24-2 通関士試験を受けようとする者が、法第24条《試験科目の一部免除》の規定により試験科目の一部免除を受けようとするときは、「通関士試</p>

## 新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第105号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(B-1210) 1通に次の各号に掲げる者、団体及び官庁が証明した「証明書」(B-1215)を添えて規則第5条に規定する試験の公告において定める期限までに申請を行うものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の通関業者等の死亡又は解散等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体</p> <p>(3) 官庁における事務に従事していた者で退職している者については、当該事務に係る最終所属官庁</p> <p>(4) 通関業者の業務に従事した期間と官庁における事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることとなる者については、通関業者又は通関業者であった者及び官庁</p> <p>(5) 現に官庁に勤務している者については、当該官庁</p>	<p>験科目の一部免除申請書」(B-1210) 1通に次の各号に掲げる者が証明した「証明書」(B-1215)を添えて規則第5条《試験の日時、場所等の公告》に規定する試験の公告において定める期限までに申請を行うものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記(1)の通関業者等の死亡又は解散等の理由によりその証明を得られない場合で、当該通関業者が所属していた通関業者の組織団体がその事実を証明できるときは、当該組織団体の代表者</p> <p>(3) 官庁における事務に従事していた者で退職している者については、当該事務に係る最終所属官庁の長</p> <p>(4) 通関業者の業務に従事した期間と官庁における事務に従事した期間を通算することにより免除を受けることとなる者については、通関業者又は通関業者であった者及び官庁の長</p> <p>(5) 現に官庁に勤務している者については、当該官庁の長</p>